

運営規程の概要

フリガナ	ショートステイ セセラギメイク		サービスの種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	
事業所名	ショートステイ セセラぎ女池		事業所番号	新潟県第1570107209号	
所在地	〒950-0945 新潟市中央区女池上山4丁目5番1号		フリガナ	ハシモト キョウヘイ	
			管理者	橋本 恭兵	
連絡先	電話番号	025-288-0641		FAX番号	025-288-0644
営業日	無休				
営業時間	終日				
定員	単独型 従来型個室		1F 20人	2F 30人	合計 50人
利用料	法定代理受領分		介護報酬の告示上の額(別掲)		
	法定代理受領分以外		介護報酬の告示上の額(別掲)		
その他の費用	食費 朝食 510円 昼食 770円 夕食 710円 計 1,990円 / 滞在費 1日 1,720円				
	利用代金引落手数料 100円				
通常の事業 の実施地域	① 新潟市	②	③	④	⑤
	備考				

主な職員の勤務体制

職種	資格	勤務体制等
生活相談員	社会福祉士・社会福祉主事任用	1名以上の職員配置で勤務します。
看護職員	看護師・准看護師	2名以上の職員配置で勤務します。
介護職員	介護福祉士・ヘルパー2級	16名以上の職員配置で勤務します。
機能訓練指導員	看護師・准看護師等	1名以上の職員で配置し勤務します。
管理栄養士	管理栄養士	1名以上の職員配置で勤務します。

利用料その他の費用の額

・利用料（従来型個室 利用者負担第4段階以上の介護報酬算定の料金例）

要介護度	利用料	利 用 者 負 担 金		要介護度	利用料	利 用 者 負 担 金	
	(1日あたり)	(法定代理 受領分)	(法定代理受 領分以外)		(1回あたり)	(法定代理 受領分)	(法定代理受 領分以外)
要支援1	4,871円	488円	4,871円	要介護1	6,559円	656円	6,559円
要支援2	6,061円	607円	6,061円	要介護2	7,271円	728円	7,271円
加算(共通)				要介護3	8,003円	801円	8,003円
送迎費(片道)	1,871円	188円	1,871円	要介護4	8,705円	871円	8,705円
サービス提供 体制強化加算Ⅱ	183円	19円	183円	要介護5	9,417円	942円	9,417円
緊急短期入所 受入加算	610円	61円	610円	加算(要介護)			
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	2,040円	204円	2,040円	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	130円	13円	130円
若年性認知症 利用者受入加算	1,220円	122円	1,220円	夜間職員配置加算Ⅰ	140円	14円	140円
生産性向上推進体制加算Ⅰ		102円／月		療養食加算	140円	14円	140円
				介護職員等処遇改善Ⅰ	所定総単位数の17.6%		

・その他の費用

内 容	金 額	考
食 費	1日 1,990円	朝食 510円 昼食 770円 夕食 710円
滞 在 費	1日 1,720円	
引落手数料	100円	利用料金等の口座より引落手数料
負担限度額認定証をお持ちの方は認定証に準ずる金額となります。		

・キャンセル料

利用予定の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%(自己負担相当額)
ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。	

秘密の保持

- 当事業所の従事者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従事者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

・ ・ ・ ・ ・ 別紙のとおり

加算について

- サービス提供体制強化加算Ⅱ・・・介護福祉士を60%以上配置
- 看護体制加算Ⅰ・・・1名以上の看護師を配置 ○看護体制加算Ⅱ・・・2名以上の看護職員を配置
- 夜勤職員配置加算Ⅰ・・・夜間勤務にあたる職員の基準数+1名の職員を配置
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した方を緊急受入した場合
- 若年性認知症利用者受入加算・・・若年性認知症利用者を受入れ、かつ個別に担当者を定め、適切なサービスを提供した場合に加算